

建築許可申請 必要書類
(法第44条第1項第二号関係)

書類名	明示すべき事項等	根拠
許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> 別記第43号様式により作成 手数料を貼付（下記注1を参照） 	省令第10条の4第1項
申請の理由書	<ul style="list-style-type: none"> 計画施設の概要 計画の経緯 公益上必要な理由 通行上の配慮事項 周辺環境への配慮事項（日照、採光、通風等） 周辺の建築物への安全・防火・衛生上の配慮事項 （周辺の建築物の避難経路、延焼のおそれのある部分の構造、採光、換気、排煙等に支障がないことなど） 維持管理 他の法令（主に道路法第32条、道路交通法第77条、都市計画法第53条・第65条等）への対応等 	県細則第14条第1項
付近見取図	省令第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる図書に準ずる	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及びし尿浄化槽の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況	県細則第14条第1項表(ア)
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、面積、壁の形状及び種類、開口部及び防火戸位置、延焼のおそれのある部分の外壁の構造並びに工場にあっては機械設備等の位置及び名称、危険物にあっては貯蔵又は処理の位置	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料	
断面詳細図	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げの材料並びに軒及びひさしの出	県細則第14条第1項表(イ)
求積図	敷地面積、建築面積、延べ面積の算定に係るもの	
都市計画図の写し	建築場所を示すこと	
道路区域図の写し	建築場所を示すこと	
周辺の土地利用現況図	<ul style="list-style-type: none"> ※当該建築物が道路区域境界に近接する場合に作成すること 建築場所を示すこと 周辺の土地及び建築物の状況等を示すこと 	県細則第14条第3項
公図 (下記注2を参照)	建築場所を示すこと	
登記事項証明書 (要約書可、 下記注2を参照)	隣接地及び隣接建築物に係るもの	

書類名	明示すべき事項等	根拠
道路管理者との協議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法上、支障がないか ・少なくとも次の事項に関し、道路管理上の支障がないか協議すること <ul style="list-style-type: none"> ①占有する範囲（敷地）について ②接道（建築基準法上の道路）について ③計画建物の位置・規模・高さ・構造等について ④給排水計画について ・その他 懸念事項等がないか ・必要な手続きに係る確認 	県細則第14条 第3項
警察との協議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法上、支障がないか ・緊急車両の通行上、支障がないか ・その他 懸念事項等がないか ・必要な手続きに係る確認 	
消防との協議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法上、支障がないか ・避難及び消防活動等に支障がないか ・その他 懸念事項等がないか ・必要な手続きに係る確認 	
状況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影位置・向きを示すこと ・敷地と道路等との状況が分かるものであること 	
敷地の所在する市町村の長の意見書	必要に応じて添付	
その他	必要に応じて添付	

注1) 手数料（「和歌山県使用料及び手数料条例 別表第3 13(8)ソ」より）

○法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円

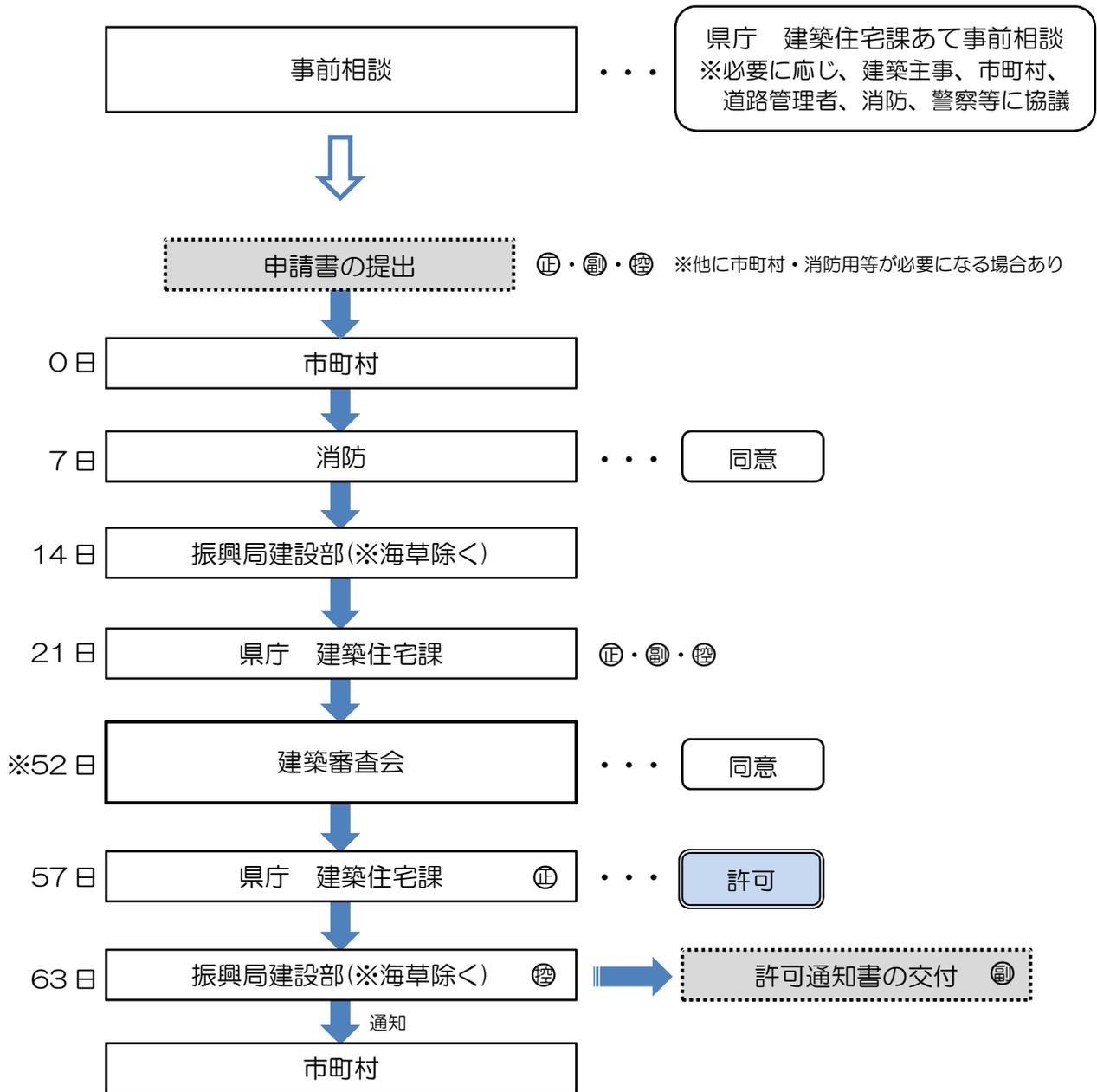
注2) 提出部数

○3部（正本・副本・控え）

- ・控えは正本の写し可とします。
- ・この他に、市町村・消防用等が必要になる場合があります。

○公図、登記事項証明書は、副本に原本を添付するものとし、正本・控えについては、写しの添付を可とします。副本は、手続き後に申請者あて返却します。

建築許可申請 標準フロー
 (法第44条第1項第二号関係)



※建築審査会の開催は、原則として奇数月第4木曜日（案件がなければ開催しない）